

障害者権利条約とセクシュアリティ

伊藤 修毅

ITO Naoki

日本福祉大学教員、本誌編集委員

はじめに

本稿では、本特集「障害のある人たちの包括的セクシュアリティ教育」の総論として、障害者権利条約におけるセクシュアリティ関連条項を概観します。

WHO（世界保健機関）がICF（国際生活機能分類）を示して以来、「障害」の概念は、医学モデルから社会モデルに転換したと言われることがあります。日本においても、この障害概念の転換をふまえ、障害者の定義は、「障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条）とされました。つまり、障害のある方々の生活上の制限は、その障害のみに起因するのではなく、「社会的障壁」に大きな影響を受けるということです。

障害者権利条約という国際社会が示した指針に照らし、この国の社会・環境の到達点を確認しながら、「障害のある人たちの包括的セクシュアリティ教育」が進むべき方向を確認していきたいと考えます。

1. 「道しるべ」としての障害者権利条約

障害者権利条約（正式名称「障害者の権利に関する条約」）は、2006年12月の国連総会で採択された条約で、日本は2014年に批准しています。日本障害者協議会代表の藤井克徳さんは、「障害分野に関する初の世界ルールが打ち立てられたこと」「社会全体として、障害分野の『北極星』とも言うべき、共通の道しるべを持てたこと」「権利条約全体が、社会へのイエローカード（警鐘を鳴らす役）となっていること」の3点が、障害者権利条約の「すばらしさ」と述べています⁽¹⁾。つまり、障害者権利条約の各条項は、国際ルールではありますが、批准の瞬間にそのルールが完全に遵守されるということではなく、私たちの社会が向かうべき方角を示し、そして、この方角と異なることがらに対しては警鐘

を鳴らすものであるということです。

もう1つおさえておきたいことは、障害者権利条約は、障害者だけの特別な権利を示しているものではないということです。前文と50条の条文からなる障害者権利条約を通して「他の者（または児童）との平等を基礎として」という表現が35回登場します。つまり、「他の者との平等を基礎」とすることは、この条約の通底理念ということです。すなわち、ここに示されている諸権利は、障害の有無に問わらず、普遍的に人類に保障されている権利であるということです。中には（とりわけ本稿の主題である「セクシュアリティ」に関しては）、障害の有無に問わらず、この国では十分に保障されていないようなことも含まれていますが、それは、障害者に特権的に保障されるべきということではなく、すべての人に保障されるべきことであるという理解が必要です。

本稿では、あくまでもセクシュアリティに関連する条項について論じますが、障害者権利条約に沿って考えることは、私たちの社会全体に関わることであるということを十分に意識した上で、検討に入りたいと思います。

2. ガイダンスに影響を与えた障害者権利条約

(1) 國際セクシュアリティ教育ガイド

本誌ではすでに何度も紹介されていますが、「ガイド」は、「国連教育科学文化機関・ユネスコ（UNESCO）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）、国連人口基金（UNFPA）、世界保健機関（WHO）、国連児童基金・ユニセフ（UNICEF）が協同し、セクシュアリティ教育に関わる世界の国々の専門家の研究と実践を踏まえて、2009年12月に発表されたもの」であり、「世界の取り組みと英知を結集してまとめられたセクシュアリティ教育の基本課題と具体的な実践のポイントを明示した手引書」「セクシュアリティ教育を進めていく上でのスタンダード（判断のよりどころや行動の目安となるもの）として位置付けられるもの」です⁽²⁾。本来は、外務省と文部科学省が連携して翻訳をし、すべての学校に広めていくべき文書ですが、残念ながら、この国の政府は、「既読スルー」という姿勢だったようです。そこで、本誌編集委員の4名が翻訳にあたり、2017年に明石書店より翻訳が出版されました。しかし、翌2018年には改訂版が出され、この国のセクシュアリティ教育が、いかに遅れをとっているかを痛感させられた次第です。

本特集には、障害児・者に対するセクシュアリティ教育の実践を8つ掲載しています。この8つは、「改訂版ガイド」で示されているセクシュアリティ教育の8つのkey concept（基本的構想）に対応すると考えられる実践です。しかし、実践者たちは、ガイドを意識して実践を創り上げたわけ

(1) 藤井克徳（2018）『わたしで最後にして～ナチスの障害者虐殺と優生思想』（合同出版）

(2) UNESCO編／浅井春夫・良香織・田代美江子・渡辺大輔訳（2017）『国際セクシュアリティ教育ガイド～教育・福祉・医療・保健現場で活かすために』（明石書店）

ではありません。障害児・者に対するあらゆる教育実践（福祉現場での相談や支援なども含みます）は、目の前の障害当事者のニーズから出発して創られるものです。つまり、ガイダンスありきの実践ではないわけですが、ガイダンスという「よりどころ」に照らして、実践を概観し、意味付けをしてみることは、この国の障害児・者に対する包括的セクシュアリティ教育の立ち位置を確認するためにも、非常に重要な作業と考えられます。

話がそれましたが、ガイダンスには、「付録」があります。この付録に、「セクシュアリティ教育に関する国際条約と協定」がまとめられており、ここに、障害者権利条約も掲載されています。具体的には、2009年版では第25条が示され、2018年版では第5条と第24条が示されています。なぜ、2009年版と2018年版で異なるのかはわかりませんが、いずれも障害者権利条約とセクシュアリティを考える上で重要であることには違いありませんので、まずは、この3つの条文（ガイダンスの付録に引用されている部分に限る）を確認したいと思います。なお、以下に引用する条約の和訳文は、すべて、外務省ホームページに掲載されている政府公定訳⁽³⁾です。

(2) 第5条（平等及び無差別）

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

第1項は「全ての者が平等である」、第2項「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」ということが明確に書かれています。ここはとりわけセクシュアリティについて書かれている条文ではありませんが、「改訂版ガイダンス」がこの部分を引用したのは、「全ての者の平等」「あらゆる差別の禁止」がセクシュアリティ教育においても重要であるということを示しているためと考えられます。

「障害に基づくあらゆる差別の禁止」については、第2条に書かれている用語の定義を見ておく必要があるでしょう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人

(3) 外務省「人権外交：障害者の権利に関する条約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

つまり、禁止される差別の中には「合理的配慮の否定」が含まれるということです。「合理的配慮」については、「配慮」という訳語のもつ語感から誤解を受けやすいのですが、人間として平等に生きるために必要な変更・調整を請求し、よっぽどの無理が生じない限りはその請求内容を保障していくなくてはならないというものです。決して、「ちょっとした気遣い」というレベルのものではないということ、そして、保障しないこと自体が差別であるということを確認しておく必要があります。

(3) 第24条（教育）

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包含するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

中央教育審議会が、障害者権利条約に沿った特別支援教育の在り方を検討した際の報告書は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」と題されていますが、この「インクルーシブ教育システム」は、条約の公定訳では「包含するあらゆる段階の教育制度」とされています。ここで「インクルーシブ教育システム」について深く言及はしませんが、同報告書に「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」と示されているように、単純に「同じ場で学ぶことを追求」するだけのものではなく、「教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供」することが重要であるということはおさえておく必要があります。

「改訂版ガイダンス」の付録に、この部分が示された理由は、おそらく、「多様性の尊重を強化」という言葉にあるのではないかと考えています。近年、LGBTという言葉がようやく認識されるように

なりましたが、まだまだ学校教育での扱いはわずかなものです。最新の小学校学習指導要領の「体育」の部分には、「思春期になると異性への関心が芽生える」とあり、相変わらず、異性愛が「自然」であるかのような位置づけになっています。「性的少数者」に関する記述をした中学校の「道徳」の教科書が検定に合格したというニュースもありましたが、まだ、「マジョリティ（多数者）—マイノリティ（少数者）」という枠組みに留まっている部分が拭いきません。ガイダンスは、マジョリティを前提とした、マイノリティへの偏見の除去というアプローチはしていません。「そもそも人間は多様である」ということを低年齢の段階で徹底的に確認するということになっているのです。

私たちの中に、根強く染みついている「性別二元論（世の中の人はすべて男か女に分けることが可能であるという考え方）」や「異性愛主義（異性を好きになるのが自然であるという考え方）」から脱却し、「いろんな人がいるのが当たり前」という人間観に基づく教育、すなわち多様性の尊重を強化することを目的とした教育に向かっていくべきということが求められていると言えます。

（4）第25条（健康）

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

（a）障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。

まず、（3）との関連で考えると、「性別に配慮した」という言葉に違和感を持つ方は少なくないでしょう。「性別に配慮した」にあたる英語原文は“gender-sensitive”です。誤訳とまでは言いませんが、ここでいう「性別」は、sex（生物学的性別）ではなく、gender（社会的性）であるということです。sensitiveも「配慮」では十分に原文のニュアンスを示しているとは言えないでしょう。最低でも、「それぞれのジェンダーに敏感に対応した」という程度の含意をもっているという理解が必要と考えます。あえて言えば、障害者権利条約の政府公定訳はgender-sensitiveではないということの表れでもあります。

もう一点は、他の者と平等に提供されるべき保健及び保健計画（この原文は“health care and programmes”ですので、この訳にも違和感があります）の中には「性及び生殖に係る」ものを含むということをあえて明記しているということです。あえて明記しているということは、明記しておかなければ

いと、忘れ去られてしまうかもしれないという懸念があったということかと推察します。

「ガイダンス」において、障害者がどのように位置付けられているかについては、別稿⁽⁴⁾⁽⁵⁾に譲りますが、障害があっても性や生殖に係る部分を含む「最高水準の健康を享受する権利」があるという障害者権利条約の思想は、間違いなく、ガイダンスに根付いていると言ってよいでしょう。

3. 障害者権利条約第23条

前項では、ガイダンスの付録に示されている障害者権利条約の条文を検討しましたが、実は、セクシュアリティや性教育と最も密接な関連がある条文は、「家庭及び家族の尊重」と題された第23条です。まず、第1項の全文を引用します。

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

- （a）婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
- （b）障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
- （c）障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

英語の翻訳ですので、少しあわざとくい言葉が生じるのはやむをえませんが、特に、1行目に出でてくる「個人的な関係」という表現は、どのような意味でしょうか。この部分の原文は「relationships」です。「関係性」「人間関係」などの意味ももつ単語ですが、この文脈で出てきた場合は、「恋愛関係」と訳すのが妥当でしょう。日本語でも性的な関係になることを単に「関係をもつ」と表現することができますが、このニュアンスの「関係」です。条約の翻訳文という性質上、「恋愛関係」とか「肉体関係」といった訳語を使うことをためらって生み出されたのが「個人的な関係」という訳語ということになります。つまり、最初の一文は、障害があっても、他の人と同じように、恋愛をしたり、結婚をしたり、

（4）伊藤修毅（2017）「『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』と障害児・者の性」季刊セクシュアリティ（82）、57-63

（5）伊藤修毅（2018）「『ガイダンス』には障がいをもった人の性教育はどう書かれている？」浅井春夫・良香織・鶴田敦子編『性教育はどうして必要なんだろう？～包括的性教育をすすめるためのQ&A』（大月書店）、130-131

子どもをつくりたりする権利があり、そこに差別が存在するのであれば「撤廃するための効果的な措置」を「締約国」が取らなくてはならないということです。

(1) 婚姻・家族形成の権利

(a) の部分は、婚姻や家族形成の権利です。この権利を実質的に保障するためには、婚姻や家族形成、あるいは、それにつながる恋愛などに関する教育を保障することが必要です。これは言うまでもなく「教育」の役割です。加えて、障害があるということは支援が必要ということですので、恋愛や結婚や出産や育児も支援の対象であり、それは「福祉」の役割ということになります。このようなことを書くと、障害者福祉がここまで担えるのかという疑問が生じる方もいるかと思います。しかし、実際には、グループホームで支援を受けながら生活をしている知的障害のあるご夫婦もいます⁽⁶⁾⁽⁷⁾。また、本誌には、社会福祉法人南高愛隣会の結婚推進室「ぶ～け」の実践が掲載されています。つまり、担えるか担えないと問われれば、日本の障害者福祉は、「担える」という事実が存在するということです。

(2) 家族計画の権利・性教育を受ける権利

(b) の部分の前半部分は、「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利」と言っていますので、家族計画の権利があると言い換えることができます。家族計画の権利があるのであれば、当然、家族計画とはどのようなものか、どのように実施するのかなどをおとなになるまでの間に伝える教育が必須ということになります。ところが、学生と対話をしていると、この「家族計画」という言葉がどうも自分のものになっていないように感じます。高校の保健や家庭科では「家族計画」という言葉は扱われているはずなのですが、試験が終わったら忘れ去られてしまう程度の位置づけにしかなっていないのでしょうか。「家族計画」が権利であることを国連が明示しているという事実を積極的に受け止めるべきでしょう。

そして後半部分は、生殖や家族計画などに関わる情報や教育（ようするにセクシュアリティ教育）を受ける権利があるということを明確に示しています。障害のある方々にもセクシュアリティ教育を受ける権利があるということは、障害のある方々を支援する立場にある教師や障害児・者福祉の支援者には、年齢に適したセクシュアリティ教育を提供する義務があるということになります。

一部の特別支援学校では、生徒たちが恋愛することを禁止していることがあるようです。明確に禁止とは言わないまでも、生徒たちが「禁止されていると受け取ってしまうような指導」をしている例や、何らかの制限付きで交際を「認めてあげている」といった例も少なくありません。また、「性教育」

の名を借りて、純潔（結婚するまでセックスをしないということ）や禁欲を求めるような指導をしているという話も聞きます。このような状況が人権侵害であるということは言うまでもありません。

(3) 優生思想の排除を宣言

(c) の部分では、「生殖能力を保持すること」とも明記しています。障害を理由に生殖能力を奪うことを認める思想は、まさに「優生思想」です。障害者権利条約は、優生思想を排除しようという国際社会の宣言でもあるのです。この点について、本誌船橋論文では優生思想に基づく旧優生保護法下で「強制優生手術をされた人たちの実像」を示しています。また、本誌児嶋論文では、「性教育実践の基礎理論」の第一として、「『優生思想』を完全に否定し、乗り越え、障害者を性的権利の主体者として、とことん肯定することができるかどうかが根本になる」ことを示しています。

おわりに

第1項で「障害者権利条約の各条項は、国際ルールではありますが、批准の瞬間にそのルールが完全に遵守されるということではなく、私たちの社会が向かうべき方角を示し、そして、この方角と異なることがらに対しては警鐘を鳴らすものであるということです」と述べました。改めて、障害者権利条約におけるセクシュアリティ関連条文を検討すると、この社会ではあらゆるところで警鐘が鳴らされるべき状況があることがわかります。1999年に世界性科学会議が示した「性の権利宣言」は、「セクシュアリティとは、人間ひとりひとりの人格に不可欠な要素である」という一文から始まります。そして、教育基本法には、「教育は、人格の完成を目指し」とあります。つまり、人格に不可欠な要素であるセクシュアリティを育むことは教育の基本に位置づくということです。障害があっても、このことには、何ら変わりはありません。このことを大前提におきながら、本誌の各実践や論文・報告等をお読みいただければ幸いです。

伊藤 修毅（いとう・なおき）
日本福祉大学子ども発達学部教員。“人間と性”教育研究協議会障害児・者サークル代表。本誌編集委員。高等養護学校に勤務していた2003年頃から障害児・者のセクシュアリティに関わる研究を続けている。



(6) 今賀真実（2013）「生活をつくる、自分を生きる」季刊セクシュアリティ（60）、8-19

(7) 松尾貴範（2018）「『家族になる』～出会い・結婚・そして子育て」季刊セクシュアリティ（86）、134-142